

「平成 27 年度エコリース促進事業費補助金」に係る  
リース事業者の公募要領

平成 27 年 2 月 16 日  
環 境 省  
総 合 環 境 政 策 局  
環 境 経 済 課

この公募は、平成 27 年度予算成立後、速やかに補助事業を開始できるようにするために  
予算成立前に公募の手続きを行うものです。したがって、平成 27 年度予算の国会における  
成立が前提であり、補助事業の内容等に変更があり得ることをあらかじめご了承下さい。

「平成 27 年度エコリース促進事業費補助金」（概要別添 1）に係るリース事業者を公募す  
る。

### 1. 総則

「平成27年度エコリース促進事業費補助金」に係るリース事業者の公募の実施につい  
ては、この要領に定める。

なお、エコリース促進事業費補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の  
適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に關  
する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の  
規定によるほか、エコリース促進事業費補助金交付要綱（平成27年\*月\*\*日付環政経発第  
\*\*\*\*\*号）及びエコリース促進事業費補助金交付事業実施要領（平成27年\*月\*\*日付環  
政経発第\*\*\*\*\*号）の定めるところによる。

### 2. 事業の目的・内容

本事業は、リース料の低減を通じ低炭素機器の普及を促進することによって地球環境  
の保全に資するため、環境大臣が別添 2 の項目に照らし、一定の要件を満たすと認めた  
リース事業者（以下「指定リース事業者」という。）であって低炭素機器をリースによ  
り提供するものに対して補助金を交付するものである。

### 3. 応募資格

リース事業を営む事業者

※ リース事業を営む事業者は、小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和 31 年 5 月 22  
日法律第 115 号）の第 14 条で規定する貸与機関でないこと。

#### 4. 募集に関する質問の受付及び回答

##### (1) 受付先

東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省総合環境政策局環境経済課 <担当：松下>

電子メール ECOLLEASE@env. go. jp

##### (2) 受付方法

応募に係る問い合わせについては電子メールで行うこと（電話、来訪等による問合せには対応しない。）。質問のメールの件名は「申請事業者名/質問」とすること。

##### (3) 受付期間

平成 27 年 3 月 9 日（月）までの平日の 10 時から 17 時まで（12 時～13 時は除く。）とする。

##### (4) 回答

平成 27 年 3 月 10 日（火）17 時までに、質問のあった事業者に対してメールにより行う。

#### 5. 提出書類、提出期限等

(1) 平成 27 年度より新たに応募するリース事業者の提出書類（各 1 部）

①申請書類表紙（様式 1 - 1）

②応募申請書（様式 2 - 1）

③低炭素機器のリース導入に係る事業計画書（様式 3 - 1）

④会社概要（会社案内パンフレット、社内組織図など）

⑤定款（それに準ずるもの）及び登記事項証明書

⑥直近 3 年度分の貸借対照表及び損益計算書等の事業報告書

⑦標準的なリース契約書の雛形（※）

⑧借受証、検収調書又はこれに類する書類の雛形

⑨補助金相当額がリース料の低減に反映されている旨の特約又は覚書等の雛形

※リース契約の条件及び条項が記載されているリース契約書の雛形を提出すること。

※リース契約書に機器の使用開始日が記載されている種類の契約書（通称：小口リース）を本事業で利用する予定がある際は、合わせて提出のこと。

(2) 「平成 26 年度家庭・事業者向けエコリース促進事業費補助金」の指定を受けているリース事業者の提出書類（各 1 部）

①申請書類表紙（様式 1 - 2）

②応募申請書兼事業計画書（様式 2 - 2）

③直近年度分の貸借対照表及び損益計算書等の事業報告書

※直近年度分の貸借対照表及び損益計算書等の事業報告書については、前年度の応募の際に提出した資料から変更がない際は提出不要（申請書類表紙に適宜その旨を記載のこと）

※会社概要（会社案内パンフレット、社内組織図など）、定款及び登記事項証明書、その他リース契約書・特約又は覚書・借受証等の雛形については、変更がある場合のみ提出のこと。

### （３）提出期限等

- ①提出期限 平成 27 年 3 月 12 日（木）12 時
- ②提出書類の提出場所 4.（１）に同じ
- ③提出方法 持参又は郵送による。郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る（提出期限必着のこと。）。ただし、様式 1～3（5（１）の①～③又は 5（２）の①及び②）については電子メール（送り先 ECOLEASE@env. go. jp）での送信も併せて行い、送付の際のメールの件名は「申請事業者名/申請書」とすること。

### （４）提出に当たっての注意事項

- ① 提出に際しては、本公募要領にて様式を定めているものは必ずその様式を使用すること。提出書類の用紙の大きさは A 4 版、可能な限り両面印刷すること。
- ② 提出書類は、クリップで止めクリアファイル等に入れること。また必要に応じてファイリング等すること。
- ③ 応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行う。適宜、具体的な数字や図表等を用いるなど、できるだけ分かりやすくすること。なお、審査期間中、必要に応じて追加説明資料の提出を依頼することがある。
- ④ 持参する場合の受付時間は、平日の 10 時から 17 時まで（12 時～13 時は除く。）。
- ⑤ 郵送する場合は、封書の表に「エコリース促進事業指定リース事業者公募関係書類 在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった申請書等は、無効とする。
- ⑥ 提出された申請書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- ⑦ 応募資格を満たさない者が提出した申請書等は、無効とする。
- ⑧ 虚偽の記載をした申請書等は、無効とする。
- ⑨ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ⑩ 提出された申請書等は、環境省において、審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。提出された申請書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

## 6. 応募書類提出後のスケジュールについて

(1) 審査の実施

公募締め切り後、応募のあったリース事業者について、別添3の「リース事業者審査委員会」を設け、応募書類等の審査・評価を実施する（予定：公募締め切り後～平成27年3月下旬）。

(2) 採否の通知等

上記審査を経て、指定リース事業者を決定する。選定結果（採択又は不採択）については、申請者には書面にて通知する（3月下旬予定）。

(別添1)

## 「平成27年度エコリース促進事業費補助金」の概要

### 1. 事業額

18億円(予算案)

### 2. 補助対象機器

エコリース促進事業費補助金交付事業実施要領別添の表の左欄に掲げる機器、装置又は設備の区分ごとに同表の中欄に掲げる基準を満たすものとする。ただし、国による機器購入に係る他の補助金との併用は不可。

### 3. 補助対象リース

- ①リース期間が法定耐用年数の70%以上(法定耐用年数が10年以上のものについては60%以上。(1年未満の端数切り捨て))であること。ただし、リース期間3年未満のものは対象としない。
- ②リース期間中の途中解約又は解除ができないもの。
- ③所有権移転外リースであるもの。
- ④親会社、子会社、関連会社間でのリース契約でないもの。
- ⑤1リース契約の上限額は2億円、下限額は事業者が300万円、個人(家庭・給与所得者等)が65万円とする。

### 4. 補助率

2. の補助対象機器をリースにより導入する場合のリース料総額の3%又は5%を助成する。

ただし、東日本大震災の被災地域の復興に資するため、岩手県、宮城県又は福島県における低炭素機器に係るリース契約に限定してリース料総額の10%を助成する。

### 5. 交付対象者

2. の補助対象機器をリースにより提供する指定リース事業者に対して助成を行う。

ただし、リース先は中小企業、中堅企業並びに個人事業主等とし、補助事業者による補助金の交付決定に際しては、補助金相当額がリース料の低減に反映されていることをリース契約書等の申請書類で確認できるものであること。

なお、中小企業及び中堅企業とは、次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

- ・中小企業については資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社法上の会社、中堅企業については資本金の額又は出資の総額が3億円超10億円未満の会社法上の会社
- ・医業を主たる事業とする法人であって常時使用する従業員の数が300人以下のもの

(別添2)

## 「平成27年度エコリース促進事業費補助金」指定リース事業者の要件

エコリース促進事業費補助金に係る指定リース事業者については、下記の項目について『「平成27年度エコリース促進事業費補助金」に係るリース事業者審査委員会(別添3)』による審査・評価を受ける。

### (1) 必須項目 (応募資格)

リース事業を営む事業者

- ※ リース事業を営む事業者は、小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和31年5月22日法律第115号)の第14条に規定する貸与機関でないこと。

### (2) 審査項目

- ① リース契約を締結・履行する能力、知識及び組織の有無
- ② 一定期間以上のリース事業の経営実績の有無
- ③ 本事業の目的に沿った事業計画を策定し、本事業を積極的に利用する意欲・社内体制の有無
- ④ 財務状況(直近の事業年度の貸借対照表及び損益計算書による財務分析等で審査)
  - ・直近3期とも債務超過でないこと。
  - ・直近3期のうち2期の営業利益又は当期利益が赤字でないこと。
  - ・その他、十分な財務力等を有していると認められること。
- ⑤ 事務執行、与信管理及び債権管理体制
- ⑥ コンプライアンス体制
  - ・コンプライアンス管理セクションを設置していること。
  - ・その他、コンプライアンスの実施にあたり、十分な体制を有していると認められること。
- ⑦ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)等を遵守し(注※)、補助金の適正な執行に努めるとともに、会計検査院等の求めがある場合は、事業者の審査等の執行に関する資料の提出を行える体制
- ⑧ エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律38号)に基づく低炭素設備リース信用保険への加入状況
  - ・低炭素設備リース信用保険に加入済みであることを前提とする。なお、低炭素設備リース信用保険の加入要件については、一般社団法人低炭素投資促進機構(<http://www.teitanso.or.jp/index.html>)まで問い合わせること。

⑨ 環境配慮活動（社内体制、取組事例、環境マネジメントシステム等）

※注 補助金適正化法第 23 条第 1 項において、環境大臣は補助事業者たる金融機関又は間接補助事業者たる交付対象事業を行う者に対して、必要がある場合には報告をさせ、又は立ち入り検査を行えることについて規定されている。

(別添3)

**「平成27年度エコリース促進事業費補助金」に係る  
リース事業者審査委員会の手順**

1. リース事業者審査委員会による審査

学識経験者等及び環境省職員により構成する『「平成27年度エコリース促進事業費補助金」に係るリース事業者審査委員会』（以下「審査委員会」という。）において、提出された申請書等の内容や審査委員会事務局が行った審査について評価を行う。

なお、審査委員会は非公表とし、審査委員会の円滑な運営を支援するため、環境省総合環境政策局環境経済課に事務局を置く。

2. 審査方法

指定リース事業者への応募に際し提出された申請書等の内容については、まず審査委員会事務局が事前審査を行うこととする。その後、審査委員会が、審査委員会事務局による審査結果の妥当性について客観的に評価を行うものとする。